

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和3年度第2回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和4年2月1日（火）午後1時30分～午後3時10分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 岩崎恭彦、水谷勝美、高畑明弘、山本清已、伊藤 暁広、松田多美、先浦宏紀、河野茂美（◎会長） （事務局）総務部長 近田雄一、職員課長 中西 章、職員課長補 佐 吉田和敏、職員課給与厚生係長 小山賢司、職員課給与厚生係 主任 加藤裕子
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 事項

1. 議事
2. その他

### 議事録

別紙

## 令和3年度第2回特別職報酬等審議会議事録

令和4年2月1日 午後1時30分  
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、水谷委員、高畑委員、山本委員、伊藤委員、松田委員、先浦委員、河野委員

【事務局】近田総務部長、中西職員課長、吉田職員課長補佐、小山給与厚生係長、加藤給与厚生係主任

### 【議事録】

（事務局：中西）定刻には少し早いのですが、委員の皆様が揃っていただいておりますので、ただいまより、第2回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお本日、委員の皆様全員御出席をいただいておりますので、本審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本会議が成立していることを報告いたします。

それでは、議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

（会長）皆さんこんにちは。本日もよろしくお願いたします。感染拡大状況が、なかなか厳しいものがありますが本日も無事開催できたということで、活発な御意見をいただきながら、感染予防に努めながらですね、議事進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

では本日の議事は、議会の議員報酬の額並びに市長副市長及び教育長の給与の額ということで、前回の事務局からの説明ですとか、さらには委員から地域経済についての御説明、また、委員の皆様からの質疑を踏まえまして、このことについて御審議をいただいております。それに先立ちまして、本日、当日配付資料が何点かございますので、これらの補足説明を事務局からいただければと思います。

（事務局：小山）それでは本日お配りいたしました資料等につきまして、確認をお願いいたします。まず前回の議事録とですね、それから本日の事項書、それから「審議の論点について」と書かれた1枚もの、それから、「令和3年度における県内各市の報酬審開催状況及び給料・報酬及び期末手当の改定状況について」と書かれた1枚もの。それと、「報酬審答申における改定額・改定率の根拠の事例について」、以上でございます。それぞれ御手元のほうにございますでしょうか。

では、本日の資料の説明に入ります前に、前回の議事録ですけれども、こちらは御時間のあるときに確認いただきまして、またもしですね、お気づきの点がございましたら、事務局のほうまで御連絡をよろしくお願いたします。最終的には議事録は市のホームページに掲載をさせていただく予定ですので、御了解のほどよろしくお願いたします。

それでは資料の説明をさせていただきます。

まず「審議の論点について」という資料でございますが、前回会長に整理いただきました、本日の審議の論点についてまとめさせていただいたものでございます。

それから「令和3年度における県内各市の報酬審開催状況及び給料・報酬及び期末手当の改定状況について」という資料でございますが、これは今年度の県内各市の報酬等審議会の開催状況と、給料報酬、期末手当等の改定状況を各市への聞き取りによりまとめさせていただいたものになります。

今年度、報酬審を開催した市は、四日市市のみで、他は予定なしとなっております。四日市市につきましては、先日答申が出されまして、市長等の給料及び議員の報酬ともに据置きというものでございました。市長・議員の給料・報酬を改定、特に引き上げようとする場合は、報酬審に諮るとい

ととされておりまして、報酬審の開催がない都市につきましては、市長、議員についての給料額、報酬額の改定は行われないうこととなります。

それから右側の期末手当の改定の有無という欄を御覧ください。市長、副市長、教育長の現行の支給月数、今年度の改定内容、それから、議員の現行の支給月数と今年度の改定内容をそれぞれ記載させていただいております。期末手当の支給月数については、松阪市の場合はこの報酬審議会の御意見をいただいた上で、改定の有無を決定することとしてきておるところでございますが、一般的には報酬審議会に諮らずとも改定ができるものとされておりまして、改定内容のところを見ていただきますと、今回全ての市が市長等と議員のいずれも、改定なしとなっております。

ただ、この改定なしにも2パターンございまして、一つが改定なしの下に括弧書きで米印を入れさせてもらったパターンで、津市とか四日市市、桑名市、熊野市、いなべ市ですね、そのパターンですけども、これらの市につきましては、特別職の期末手当の改定を例年、一般職の期末勤勉手当の改定と連動した形で行ってきている団体でございます。ここで前回の審議会のときと同じ説明を再度させていただきますが、松阪市の私ども一般職の期末勤勉手当は、令和3年人事院勧告に準じて、令和3年12月ボーナスから0.15月分の引下げを行い、年間4.30月とされましたが、国家公務員においては、結果的には人事院勧告には従うものの、令和3年12月のボーナスの支給月数はそのままとしまして、令和4年6月のボーナスにおいて、人事院勧告に基づく0.15月分の引下げ相当額を減額することで調整を行うとしております。言い換えますと、松阪市は一般職のボーナスを令和3年度が年間4.30月分で、令和4年も年間4.30月分としたわけですけども、国家公務員の一般職のボーナスについては実質的には、令和3年度が年間4.45月分のみで、あるいは4年度のほうは実質的に年間4.15月分と、するものとなります。県内の他の市の一般職の期末勤勉手当においても、この国家公務員における令和3年人事院勧告の取扱いに準ずるとしてございまして、令和3年12月のボーナスの支給月数はそのままとしております。そこでまた話を元に戻すんですけども、この資料で、改定なしの下に括弧書きで米印を入れさせていただいた、津市とか四日市市など、例年特別職の期末手当の改定を一般職の期末勤勉手当の改定と連動させている団体においては、令和3年度においては、改定は行わないものの、備考欄に記載いたしましたように、一般職同様に、令和4年6月の賞与で、減額調整することを考えておるということでございます。

それと、もう一つのパターンですけども、名張市とか尾鷲市、など近年期末手当の支給月数の改定を行っていない団体です。これらの団体の特別職の期末手当は、一般職の期末勤勉手当の改定とは連動させていないため、令和4年6月の賞与でも減額調整を予定していない、ということでございます。以上が、令和3年度における県内各市の報酬審の開催状況と、給料・報酬及び期末手当の改定状況に関する資料の説明となります。

それから最後に、「報酬審答申における改定額・改定率の根拠の事例について」でございますが、こちらは昨年度も同じ資料を御提示させていただきましたが、他市における、過去の報酬審議会での、給料等の引上げ、あるいは引下げという、改定答申が、あった事例を拾い集めまして、その中で、改定の根拠を類型化してまとめたものでございます。今回の審議で、もし仮に、給料・報酬を引き上げる、もしくは引き下げとした場合に、その改定率・改定額などをどのように根拠づけるか、そのための参考事例として御活用いただければということで、御用意をさせていただいた資料となります。これを御覧いただきまして、今回給料・報酬額の引上げを考えてほしいとかですね、あるいは逆に引下げを考えてほしいといった意味合いのある資料ではございませんので、その点お含みおきいただいた上で、参考にしていただければと思います。

以上が今回お配りいたしました資料の説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの本日配付資料の説明につきまして、御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、山本委員とそれから松田委員におかれましては、前回の配付資料について御覧くださっ

たものと存じますが、もし、御意見や御質問等ございましたら、前回の資料に対する御質問なども併せていただければと思います。いかがでしょうか。

(委員) 市長も触れられていた、賞与の減額を遅らせるという話のことですが、先程、米印のついてる団体は、次年度は4.30ではなく4.15と言ってみえたかと思いますが、そうすると、その次の年のベースは何になるのかなというのが気になりました。つまり、松阪市が同じことをするならばどういう表現になるのかということと、これが次年度以降も、暫定処置になるのかずっと継続されるものなのかが今一つわからなくて、つまり例えば来年度のこの表で、津市でいくと4.3になっているんですかね、来年度の現行は。それはどうなんでしょう。質問です。

(会長) 事務局から回答をお願いします。

(事務局：小山) 今回の国家公務員における人事院勧告の取扱いというのが、令和3年に出された人事院勧告の0.15月分の引下げを、令和3年度中には行わずに、令和4年6月のボーナスで減額することで調整ということなんですけども、人事院勧告としては、官民較差がボーナス分0.15月分ぐらいの差があるということで、令和3年度のボーナス分以降、今後のボーナスを0.15月分引き下げて4.30月分にするというふうにしなさいという勧告を出したわけです。人事院勧告自体は毎年出てるんですけども、その年の分だけを出すのではなくて、その年以降の分も含めて、今後はこの支給月数で出すようにというふうな勧告の内容となっております。ですので、人事院勧告としては令和3年度は4.30月に直しなさい、令和4年度以降も4.30月に直しなさいというふうな勧告の内容であったんですけども、国家公務員のほうは、令和3年度は4.30月にせずに、一旦4.45月のままで支給して、令和4年度としては、本来は4.30月分、実際4.30月分なんですけども、その上で、その令和3年の分として減らさなかった0.15月分を、令和4年度の6月で調整するというので、合わせて0.15月分をもう1回下げるということで、本来の4.30から0.15月分を減らした、実質的に4.15月分が、令和4年度では支給されるというふうな内容となっております。令和4年度になりましたらまた人事院勧告が出るんですけども、とりあえずは、人事院勧告としては今、4.30月分が民間の水準なので、その水準に合わせた率で出すように、というふうな内容でございます。

(委員) その支給月数の説明はよく分かるんですけども、多分、委員が言われたのは、支給月数を掛ける前の基本給はどうなるのかという話だと思うんです。というのは、松阪市はもう12月で率を下げて支給されているから、減額のベースはそのときの基本給でいいと思うんですけど。来年の6月もし出すのだったら、松阪市はいいんですけど、他市の場合は、昇給後の基本給掛ける0.15をマイナスするのか、昇給前の、去年の12月の基本給に0.15掛けてマイナスするのか、どっちなんだろうね。

(事務局：小山) その点につきましては、まだ実は国のほうがこうするというのを決めておりませんので、一応内々では、令和3年度の0.15月分減る分で調整するというふうなことでいくというふうに聞いているんですけども、昇給後の額ではなくて、昇給前の額でいくとは思われますが、ちょっとまだ今の段階で、正式にそのようにするというふうには出ていないところです。

(委員) それと、退職者の場合はどうなるのかという話ですね。ちょうどうちの職場もそういう状況でしたもので、市と同じように12月で0.15を引いて、年間4.30で支給したんですけど。コロナで経済がよくないからということで、今たくさん支給して、経済を回すんだという話は理屈がわからないでもないんですけども、そういう問題は出てきますよね。

(事務局：小山) おっしゃられますように、退職される方についてはどうなるかというところにつきましても、同じく国としてどうするかというところは正式には出ていないんですが、どうも、退職された後に再任用で残られる方についてはボーナスを支給しているのとこのところで減額してですね、もうそのまま去ってしまわれる方はもう、言うなれば、取りっぱぐれる形になるかと思えます。

(会長) ありがとうございます。他にいかがですか。

(委員) ごめんなさい、先程補足いただいたんですが、実は次の質問みたいなものがありまして、これはもうちょっと単純でして、次は、まさにそれが松阪市がそうされた目的なのかどうか、というのを確認したいのですが。なぜ松阪市が先に引下げをされたのか、あるいは、誰がそのようにされたのかというのがあるんですけど、つまり、特別職に対しても今回同じ対応にしなければいけないんだろうなと思っているんですよ、タイミングとして。ということは、一般職と同じことをするのなら、ここがマイナス 0.15 月で「改定あり」になるのかなと思っています。

ですけど、これは津市とかも言わば「改定あり」みたいなイメージで理解しておいたらいいんですかね。感覚的な話でいうと、ちょっと気が早いですけど、同じことをするのなら、どういう表現が適切なのかというのを確認しておこうかなというのと、それがでも恐らくは、さっき言っていたと思いますが、なぜ松阪市がそのように先んじて引下げをされたのかというところの理由は、何か説明があったんですかね。その理由をすごく知りたわけではないんですけど。

(会長) 事務局から御説明願います。

(事務局：中西) まず理由は、なぜ松阪だけ 12 月に引下げをしたのか、これはもう先程議論が出ていた、後にずらすことによって出てくる問題が多々あり過ぎて、我々松阪市職員で 1600 人ぐらい、あと会計年度任用職員を含めると 3000 人ぐらいの職員がいて、それを全部計算するのは、もちろんパソコンとか給与のシステムとかを用いてやるんですけども、そのシステムを用いても、調整額を出すのが非常に複雑な処理になってくる。これを人勧どおり 12 月に改定するのであれば、支給月数を変えるだけで済みます。あとは政府が言っていたコロナ対策というのが、どれだけ大きな影響を与えるのか。それともうひとつは、松阪市はないんですけども、県とかあるいは政令市は、それぞれ、人勧に準拠するのではなくて、独自の人事委員会を持っていて、既にその勧告に基づいて、その 12 月に引下げをやるというふうな自治体も多数出てきました。三重県もそうでした。そういったことから、12 月にやったほうが合理的ではないかというふうな、これは最終的には市長の判断で議会に期末勤勉手当を引き下げるといふ条例改案を提案して、議会でも承認をいただいた結果でございます。それからあとおっしゃられた、津市などは「改定なし」なのかということですけども、備考欄を見てもらうと米印がありますが、一般職員に準じて調整額で調整する見込みというふうにありますので、恐らくですけども一般職員の内容がまだ決まってないので、内容が決まり次第、一般職員と併せて特別職の条例改正も行う見込みだというふうなことでございます。

(事務局：小山) 補足しますと、津市とか四日市市とかの米印がついているところの、例年の特別職の期末手当の改定の対応なんですけど、例年これらの市につきましても、一般職の期末勤勉手当の改定を 11 月議会で行っておるんですけども、そのタイミングで合わせて特別職も、報酬審とは全く関係なく、一般職に併せて改定、つまり一般職を下げるのであれば、特別職も同じように下げるといふような対応を行ってきおるといふところでございます。今年度については、一般職がこういったようなちょっと変わった対応になりましたので、同じく特別職も変わったような対応になっているというふうな状況でございます。

(委員) ちよつともう少し具体的に言いますと、例えばですよ、松阪市を 4.35 にしたとして、1 年経ったら、津市 4.45 で松阪市 4.35 になっていないかという、そういう質問なんですけども。津市も 4.3 になっているんですよという、そういう確認です。

(事務局：小山) 本則上といいますか、規定上は、同じ月数になるという形です。調整分を除けば同じ月数分という形になると思います。ただ、それはまだ、現時点では津市さんとか、国もそうですけども、法律や条例が変わっていないので、確定したものではないんですけども、そういう見込みだということをございます。

(会長) ありがとうございます。なかなか他市が報酬審とは関係なく、期末手当の額については変動させているというところもあって、じゃあどうなるのかということは、見込みとしてしかお示しいただくことはできないんですが、恐らく従来慣例・慣行からすれば委員がおっしゃるような形になるだろうというふうな見込みはあると思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これから委員の皆様にご審議をいただきまいると存じます。まず、今回の論点について、改めて再確認をさせていただければと思います。

既に委員の皆様からも御発言ございますように、人事院勧告に基づいて一般職職員の方のボーナス、期末勤勉手当については、減額がされております。これは今年度に限った話ではなく、2 年続けての減額がされております。そうした動向の中で、本市の特別職の給与、それから議員さんの給与のほかに、期末手当についてどのように考えていくかということが今回の最大のポイントになるだろうということが前回確認されました。

少し今回の資料も使いながら、その論点について、さらに確認を進めてまいりたいと思いますが、まずこの前回の資料の本資料のほうですね、特別職報酬等審議会資料の 1 番最後のページと、それから本日、お配りいただいた資料などを参照しながら、改めて論点の再確認を進めてまいりたいと思います。

まずこちらの本日の配付資料の表のほうを御覧いただければと思います。これも既に委員の皆様からの御質問にございましたように、米印の付いているところの他市は、この給与について、変動させるというときには、報酬等審議会に諮問しその答申を得て、変動させる、条例改正するというような動きであるのに対して、期末手当については、報酬審の開催の有無にかかわらず、変動をさせている。それに対して松阪市の場合には、従来から、給与の額に加えて、期末手当の額についてどのように考えるかということ、この報酬審議会の審議の対象とさせていただいてきましたし、また実際にも、この報酬等審議会の答申を尊重する形で、期末手当の額について取り扱っていただいている。そういうところが、松阪市の報酬等審議会の考え方についての一つの特徴的なことかなというふうに思います。

では、それを踏まえまして、本資料の最後のほう、23 ページを御覧いただければと思います。23 ページを御覧いただきますと、従来、給与の額、それから期末手当の額を考えるに際して、報酬等審議会から人事院勧告の勧告をどのように参考にしてきたかということを確認させていただきたいと思います。まず給与の額ですが、給与の額につきましては、この間、松阪市において堅調な財政運営をされてきたところで、従来から据置き答申を出してまいりましたが、その背景には、松阪市が職員数の削減、などによって、堅調な財政運営をされてきたことと、また集中投資期間における集中投資の償還を見据えなければならないこと、合併特例債の合併算定替が終了することを踏まえなければならないこと、そうした中長期的に見たときに厳しい財政運営がされなければならないということが、一つの背景にあったかなというふうに思います。

また給与の額については、例えば地域経済の景気がよくなったから上げるけれど翌年は景気が下がったから減らす、のように、なかなかその都度その都度の状況に合わせて見直しをかけるということ

が容易ではない、そういうことも、据置き投資を続けて出してきたことの一つの背景になっているかなというふうに思います。

ただ、委員の皆様から、従来から上げられるときには上げてもいいんじゃないかという御意見をいただいております。ただその際に、じゃあ上げられるときっていつなのかですとか、何を根拠にどれだけ上げればいいのかということについて、判断材料が余りにも乏しいということがありまして、本日の資料にもございますが、「報酬審答申における改定額・改定率の根拠の事例について」という資料ですね、この資料を、昨年度に初めて提示していただき、これは重要な資料なので今後も引き継いでいこうということで、今年度のこの審議会においても、資料提示をしていただいているものです。給与の額につきましては、この本資料の 23 ページを御覧いただきますと、令和 2 年度改定なしとして令和 3 年度においても、人事院勧告からは、一般職の職員について、給与の額については改定なしという勧告がなされております。

一方で期末手当については審議会では、人事院勧告の勧告内容を参考にしつつも、一定程度独自の判断をしてまいったという経緯があるかと思えます。ちょうどこの横に並んでいるところを、人事院勧告と、それから審議会の答申額等を照らし合わせながら見ていただければと思いますが、平成 27 年の人事院勧告、それから、平成 28 年の人事院勧告、さらには、平成 29 年の人事院勧告までは、人事院勧告を参考とし、人事院勧告がそれぞれ 0.10 月分の期末勤勉手当の上乗せを示しておりますので、それを受けて、当審議会においても、特別職について、0.10 月の上乗せをしたかどうかということをご答申してまいりました。

他方で、平成 30 年の人事院勧告と、平成 31 年 1 月から 2 月に開かれたこの審議会の答申の内容を御覧いただきますと、人事院勧告は 0.05 月の上乗せを示しているのに対して、当審議会においては、期末手当の額を、上乗せするのではなくて据置きが妥当だという判断を独自にしております。これは集中投資期間のその償還を見据えてですとか、あるいは、合併算定替の終了を見据えてということで、厳しい財政運営の中、期末手当についても据置きが妥当ではないかということで、答申をいただきました。

次に、令和元年の人事院勧告とそれから令和 2 年 1 月から 2 月に開催された当審議会の答申額等を御覧いただければと思いますが、人事院勧告は 0.05 月の上乗せを勧告しているのに対して、ここで私も審議会では、0.10 月分の上乗せというような形で答申を出しております。上げられるときには上げていいんじゃないかというような議論がありましたことを先ほどお話しさせていただきましたが、ただその給与につきましては、そうそう柔軟に見直したりするような性格のものではない。そこで、年収ベースで見たときに、その都度その都度の情勢に合わせた形で、上乗せですとか減額の判断をしやすい。そうした、期末手当の額のほうで調整するのが妥当ではないか、その額としては、令和元年度分の 0.05 月に、平成 30 年度分は、人事院勧告が 0.05 月上乗せとしていたのに対して当審議会は据置きとした、この分を合わせて、0.10 月分の期末手当の上乗せとしたらどうか、このような形で、人事院勧告を参考にして、0.10 月というような、期末手当の上乗せ分を算出いたしました。

昨年度ですが、令和 2 年の人事院勧告は期末手当の額として、0.05 月の減額を出していたんですが、当審議会においては据置きとさせていただきます。コロナの影響のもとで厳しい経済状況の中にあつたわけですが、そうした中であつて、いかにそのコロナを乗り越えるかということに関して、特別職の皆さんですとか議員の皆さんがかなり熱心に活動されている、そうしたものをどのように評価したらいいかということをご意見を、御検討いただきました。その結果として、人事院勧告は 0.05 月分の減額を出しているものの、当審議会としては、期末手当の額についても据置きが妥当ではないか。このような形で、独自の判断をいたしました。

これが当審議会において人事院勧告をいかに参考にしてきたかということになります。

ひととおり御説明させていただきましたが、事務局から御訂正いただくようなことがあればお願いできますか。よろしいですか。

では、令和 3 年の人事院勧告を御覧いただければと思います。一般職の月例給改定率については、

改定なし、ということになっております。他方で期末手当については、2年続けての減額です。0.15月分の減額という形で人事院勧告は、一般職職員に対して勧告をしております。実際、松阪市においては、令和3年12月の期末手当からの減額をされているということについても補足説明を事務局からいただきました。

これを参考にしながら、当審議会において審議をしてみたいと思います。ここまでのところで、御意見や御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御手元の当日配付資料の「審議の論点について」という資料を御覧いただければと思います。この「審議の論点について」1・2・3、というふうに論点設定してありますが、これに沿うような形で、皆様から御意見、お考えを聞かせていただきたいと思います。

ではまず、最初の論点は、1、市長、副市長及び教育長、市長等といいます。その給与額についての考え方です。県内各市・類似団体と比較して、現在の給与額をどのように考えるか。また、市の財政状況、地域経済の動向をどのように考えるか。それらに加え、人事院勧告等を考慮した上で給与額を改定する必要があるかどうか。給与額を改定する必要がある場合には、引き上げるべきだ、引き下げるべきだ。具体的にはこれくらいの額を引上げないしは引下げするべきだ。そういうような形で、具体的な御意見を賜ればと存じますし、また据え置くべきだというお考えでありましたら、その旨を発言いただければと思います。

では、順番に御意見を聞かせていただければと存じます。

(委員) 私は市民の立場ということではちょっと考えさせてもらったんですが、数字的なことは皆さん、専門の方がほとんどみえますので、数字的なことはもう皆さんにお任せをさせてもらってですね、市長、副市長については、市長については1期目の後半から2期目前半、現在にかけてですね、コロナ、コロナで、行政のほとんどを、コロナのことをやっているといると思いますので、今の私からその市長さんとか副市長さんの立場をみさせてもらおうと、給料としてはそのまま据置きがいいんじゃないか、下げる理由がないんじゃないかと思っております。

(会長) ありがとうございます。据置きが妥当ではないかとの御意見承りました。では、続いてお願いできますでしょうか。

(委員) この論点の、類似団体との比較とか、財政状況とか、人事院勧告ですね。特に、県内各市、類似団体との比較というのは非常に難しいんですけども、項目によってばらつきが非常にございまして。

結論的には、今のままで据置きが妥当だと思います。繰り返しますが、本当にこの比較というのは難しいですね。人口とか経済規模とか、1人当たりの市民所得とか、あと、国家公務員の地域手当の支給状況というのがあるんですけど、あれを見ると、松阪以南は支給されないんですね。要するに、地域手当の目的は何ぞやという話なんですけども、その地域の物価でありますとか、民間の賃金水準を考慮してですね。まあ言わば、地域格差を埋めるための手当なんですけども、当然東京が一番、23区が一番高く、三重県ですと鈴鹿の12%が一番高く、次に四日市の10%。ところが松阪以南というのは、市町全て支給なし、0%です。それだけ、いい意味で言えば、生活しやすいんですかね。物価とか賃金水準とかいうのを考慮してということです。これが非常に難しかったというか、相当…あと、やっぱり令和4年度がですね、またこれ10月から12月の経済指標値は上向きしましたけども、1月になってまた、ポコンと落ち込んできましたですよ。ですから、オミクロン株の関係で感染拡大もあってですね、この4年度、来年度もどうなるかちょっと見通せないような気が、私としてはしております。

それと、人事院勧告ですけども、給料表は据置きということでございますので、それらを考慮しまして、据置きとさせていただきます。



(会長) 各論点について、詳細な御意見いただき、ありがとうございます。では続いてお願いできますでしょうか。

(委員) これ今、資料を見させていただいて、平成 15 年の 10 月とあまり変わっていないというのがちょっとびっくりした次第です。多分普通のところでは考えられないことなのかなあという感じもしますが、行政の部分というのはこういうのが当たり前というのが、ちょっとわからないですけども。

その中で、先程のお話にもありましたように、引き下げるとい状況はまずないであろうというように私は思います。上げるというのがあれば上げてもいいんですけど、なぜというような環境ではないのかなというふうに思われますもので、据置きということが妥当かというように考えます。

(会長) ありがとうございます。では続いてお願いできますでしょうか。

(委員) お話もいただいているように、トータルでいくと据置きなのかなという感覚があります。ずっと継続して申し上げていますが、県内他市に比べると少し低いというのがやはりございますので、それを課題と呼んでいいのかわからないんですけど、そのことは継続して認識しておくべきだと思っているんですが、今のコロナの状況の中では上げるのは難しいのかなというふうには思います。

あと一点、市の財政状況と言ったらいいのかわからないんですけど、GRP でしたか、今回追加いただいた資料を、正直、私個人としては完全には活用できていないなという感覚を持っています。せっかく準備いただいたんですが。そこは委員としては、よかったのか悪かったのかも全くわかりませんが、いただいた資料を活用できていないという事実だけはあったかなというのがあるので、恐らくはそのほかの今まで話していた財政のお話でいくとそんな変なふうになっていないのは間違いないと思っているんですが、新たな資料を引き続き、来年以降どうしていくのかというのは考えなければいけないのかなというふうには思っています。

最後のは結論とはそこまで関係ないお話ですが、以上です。

(会長) ありがとうございます。今回また貴重な資料を追加していただきましたので、これも次年度に向けて、その利活用の方策についてさらに検討を進めてまいりたいと思います。では続いてお願いできますか。

(委員) 結論から申しますと、やっぱり改定はなしという意見です。皆様もおっしゃっていましたが、下げるとい理由はないと思うんです。だけれども、今回のこの状況の中で積極的に上げるということはちょっと難しいのかなと。ただ、もう一度繰り返しますが、下げる理由は見当たらないので、より積極的に改定なしというよりは、ちょっといろんな思いを込めて改定なし、というのが妥当なのかなというような思いがあります。

(会長) ありがとうございます。では続いてお願いできますでしょうか。

(委員) いくつか資料を見させていただいた上で、財政状況も堅実な財政運営を行っているということで評価できると思います。

あと、いただいた県内他市や類似団体と比較しても、三重県内だけに限れば人口 10 万人以上の 6 都市の中で市長の給料月額が 100 万円以下というのは松阪市だけだということですし、その 10 万人以上の 6 都市の中で、予算額は 3 番目に大きいんですけど、年収が一番低いということとか、類似団体の 18 都市の中でも、予算額は 6 番目に大きいんですけど、年収は 10 番目とやや中の下ぐらいの水準に

なって、まあ低いということで、どういったらいいでしょうか、松阪市の市全体をみれば、それをマネジメントしている首長はじめ特別職の方の給料というのは、やや少ないのかなと思っております。

しかしながら、他の委員が先程おっしゃっていただきましたように、こういう経済状況の中で、積極的に上げるという理由もなかなか見当たらないということでもありますので、今回は据置きが妥当ではないかというふうに思いました。

ちなみに、他の委員さんからの提案で、市町民経済計算の市内総生産等の資料をいただきましたので、類似団体で何か相関があるのかなということで、当該 18 団体の市内総生産、一部ちょっとデータがとれなかったところもあるんですけども、それと市長さんの給料、あと、年収等について相関があるかどうかを見たんですけど、はっきり言って相関は、ほとんどと言ったらあれですけど、なかったということがわかりました。当然、類似団体ですので、人口とか産業構造が同じであるということになりますので、それほど差はないんですけど、市内総生産でいくと、松阪市より 2 倍ほど大きい市とかもあって、例えば安城市とかですと多分 2 倍以上のボリューム感が出てくるとは思うんですけど、類似団体の市内総生産はだいたい 6000 億から 8000 億ぐらいというのが平均だと思います。単回帰分析をやったとしても、市内総生産と年収で決定係数が 0.2 ぐらいという数字で、市内総生産と給料ですと、もう 0.1 届かないという相関でした。これが、類型が違うところを含めると、ひょっとしたら綺麗な相関が出るかもわからないんですけど、この同じ類似団体の中でやる分については、市内総生産というところの指標というところ、経済的な付加価値、お金で測れる部分でみる、というところで見ると、年収とか報酬でそれほど明確な差がないということがわかったと。これが例えば前年の伸び率で、各県の市ごとで、多分成長率には差があるので、ひょっとしたらその伸び率がずっと積み重なって、ひょっとして差が出てきているのかもわからないですし、その辺は今後のいい材料をいただきましたので、こういう違う視点の切り口もみてやっていくことが審議会の議論の精度を高めていくという意味では非常に有意義だと思いますので、こういった資料は引き続き検討していくことがいいのかなと思いました。

余談になりましたけど、最終的には、据置きが妥当だというふうな判断でございます。以上です。

(会長) 先程委員から御紹介のあった市内総生産の資料について、既に一步踏み込んだ活用をしてくださり、ありがとうございます。是非事務局にも教えていただいて、来年度の活用に向けてさらに検討を進めたいと思います。ありがとうございます。

(委員) 市民所得とでやったら相関関係がうまく出ないですかね。むしろこちらの方がまだ現実的だと思うんですけど。

(委員) 一人当たりの市民所得ということですか。これもちょっと同僚と議論したところがあるんですけど、例えば、人口 1 万人のところ、電力会社がぼんと来ましたと。それによって、ぼんと市内総生産が上がりました。県内でイメージしやすいのは、川越町ですね。それで人口割すると、多分、ぼんと上がると思うんですよ。今回資料をいただいた中では、ひょっとしていなべ市さんなどは、比較的そういう性質が出ているのかもしれないかもしれません。それと、人口が例えば 15 万人以上で、業種的にもバランスがとれている中で一定の経済規模を持っている、それを一人当たりに引き直したときに、果たしてそれと、例えば人口 1 万人規模のところ、大きな企業がぼんと来たときに、人口一人当たりで出すということで、その差が逆転している中で、じゃあ報酬、これを何かみるというのは若干性質が違うのかなというところがちょっと感じたところもあります。それよりかは、GRP 全体で、もしくはその成長率というか、そういった面でみていったほうが、よりいいような、今はまだそこまで踏み込んでないんですけど、そういう感じはいたしましたので、今後の課題ということで、引き続き検討を加えていきたいというふうには思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。また御教授いただきますようお願いいたします。  
では続いて、お願いいたします。

(委員) すいません、他の委員の皆様が述べられた知識の高度さにちょっと驚いておりますが、納得というか、もう本当に教えていただいたとおり、皆さんの意見のとおりだと思いますので、私は今の世の中、今の情勢において、市長にちょっと気の毒なような気もしますが、下げる必要はなし、上げてあげたいという気はすごくありますけども、皆さんのおっしゃるとおり、このまま据置きでという意見です。よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。委員の皆様と私自身も同意見ですので、1. 市長、副市長及び教育長の給料額につきましては、令和4年度は据置きという方向で答申をまとめさせていただきたいと存じます。

やはり答申のほうでは、結論だけではなくて当審議会での審議内容ですとか理由づけについても、例年文章の形で示していただいております。その中では、委員の皆様から御指摘いただきましたように、県内他市との比較でみると、やや低い水準にあるのではないかと、また、人口規模ですとか、予算額をみると、これだけの自治体をマネジメントする特別職の職責からみても、やや見劣りする部分が認められる、そうしたことについて御意見いただいたと思います。

ただ、現在の経済状況、財政状況などについてみますと、コロナの厳しい状況の中で、なかなか先を見通すことの難しい状況でございますので、今回は、引き下げる理由は見当たらないものの、ただ、上げる要素についても見出すことが難しいということで、据置きが妥当ということを皆様から御判断いただいたものと考えております。そのような理由も併せて記載いたしまして、本年度は据置き妥当という形で答申を取りまとめていただきたいと思います。

では続きまして、「審議の論点について」の資料に目を戻していただきますが、2. 議員の報酬額について、御意見いただければと思います。こちらにつきましても、県内各市・類似団体との比較ですとか、議員の職責、職務との関連、あるいは市の財政状況や、地域経済の動向などを勘案していただき、人事院勧告を参考にさせていただいたときにどう考えるかということで、お考えいただければと思います。

また、併せてこの議員の報酬額につきましては、従来から、1 で御意見いただいた、市長、副市長、教育長、この行政3役の給料額のあり方と別に考えるべきかどうか、別に考えるべきだとすれば、そこにどのような理由が見出せるか、そういう形で御意見をいただいてまいったかなというふうに思いますので、本年度も、既に1については据置き妥当という御結論をいただいておりますが、2のこの議員の報酬額につきましても、行政3役とは別に考えるべきか、そうではなくて同じように考えるべきか、仮に別に考えるべきだとすれば、そこにどのような理由があるか、そうしたことについて御意見いただいてまいりたいと存じます。

ではまた順番にお願いできますでしょうか。

(委員) 議員さんに対しても、今この時期においては、上げるも下げるもなく据置き状態でいいんじゃないかと思っております。先程言われたように、市長等と議員を同一に考えるべきかどうか、これははっきり言って一緒になくても私はいいと思うんです。議員は議員で、その時その時をみて、私たちが報酬とかをそれを査定していくべきだと思いますので、同じ位置付けで上げる、下げるは必要ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(会長) ありがとうございます。続いてお願いいたします。

(委員) 報酬額を上げるか下げるかという場合にですね、市長等との理由以外に特別な理由が特に見

当たらないので、強いて言えば、いただいた資料から、令和元年度と令和2年度の議員さんの平均報酬額を比較すると、全国の815市の平均と言っていましたが、全国的には2年度の方が下がっているらしいですけども、三重県内をみているとそうでもなさそうですし、下げる理由もないし、据置きということで。

(会長) ありがとうございます。続いてお願いいたします。

(委員) 議員さんもいろいろみえる中で、しっかり活動していただいたとき、これが安いか高いかは別としまして、活動の中に随分開きがあるような感じをよくお聞きしますもので。それは議員さんの質によるのかなと、そのように感じますが、先ほど皆様方言われるように、今この時点で、これが高い安い、下げる要素、下げる理由、上げる理由、いろいろ考えられますけど、三役のほうも据置きということですので、議員も据置きという格好でよろしいかなと思います。

(会長) ありがとうございます。では続いてお願いいたします。

(委員) もともと前回の会議の中では、昨年度の市長からの課題提起、議員のなり手不足の問題というところを踏まえて、ちょっと立場上、同じような課題感を持っているということもありまして、別で考えられる可能性があるのかなのか、そんな話をさせていただいて、先ほどフォローもいただきましたが、課題感としては別物になってくるかなというふうに本当に思います。ただ、誰に説明する理由かというところになるのかな、この場では成り立つ理由も、住民に対して説明ができる理由というのは、確かに本当に難しいなというふうに思います。ですので、中途半端で申し訳ないんですが、ちょっとその二つの感覚を持っているというところが実態で、ただ皆さんおっしゃっていただいたように、この場である程度提起できれば、住民一般論としては無理であっても、やっていければいいかなというふうに本当に思います。ですので、先程と少し締め方が似ていますが、市議さんに対する課題を持ちつつ、引き続きその課題を持って協議していくべきかなと、そういうことを思います。ごめんなさい、結論が遅れまして、据置きだというふうには思っています。以上です。

(会長) ありがとうございます。では、続いてよろしくお願いいたします。

(委員) 私も先程と同様、そのまま据置きという形になるのかなと思います。やはりなかなか、今上げる理由は、なかなか難しい状況にあるのかなと。でも、先程と同じことになりますけども、下げる理由もまたないということで、今言われました課題感はあるのかもしれませんが、今の状況はやむなしというところなのかなという感じがいたします。

(会長) ありがとうございます。では、続いてお願いいたします。

(委員) 先程と同様、いただいた資料で類似団体の議員報酬比較表、15ページですかね。これを先程と同じ切り口でみますと、人口10万以上の6都市の中では、議長の報酬になるんでしょうけど、一番低い。10万以下の名張市さんより低いということになっておりますので、それほど高くはないというそういう認識ではおります。それと、これは資料4の「市議会議員報酬に関する調査結果」の3ページのところで、人口が10万から20万の令和2年12月31日の平均報酬月額をみると、議長が55万3000円、副議長が49万4000円、議員が46万円というふうになっておりまして、これを松阪市に当てはめてみますと、議長が55.8、副議長が49.8、議員さんが44ということで、ほぼ平均報酬になっているということですので、多少の幅はあるんでしょうけど、県内でみれば相対的に低いということが確認とれましたが、全国のところの平均をみると、ほぼほぼ平均どおりということに

なっておりますので、据置きが妥当かなというところでの判断になりました。

それで、ただ、いただいた資料をいろいろ見ていたら、この「県内市町村議会議員の報酬及び選挙に関するデータ」というところが前回お配りいただいて、令和3年の7月の市議会議員の投票率が、松阪市が43.87%ということで、他都市に比べると、前々回と比べると18ポイントぐらい投票率が減っているということがありますので、他の市町は、10ポイントほどとか、2ポイントほどとか、ばらつきがあるんですけど、それほど大きなというか、20ポイント近くも落ち込んでいるというようなことはないのです、これはどういう要因なのかその辺は全くわかりませんが、何か理由があるのであればお教えいただければなというところは、疑問に思いました。

あと、傾向としては、議会の議員さんの女性の比率というのが、松阪市さんは比較的高いほうに、尾鷲市さんに次いで高いということになっておりますので、そういう意味では、女性が議員になって、女性の意見もどんどん、男性・女性に限らず幅広い意見が議会運営の中に取り込まれていくというのは非常にいい傾向だなと思いますので、投票率が低くなってきているというのはどういう要因かわかりませんが、その中で女性の方であるとか60歳以上の方の比率というのは、比較的高くはないみたいですので、そういう意味では若い人がなっただけのような素地は松阪市にあるんじゃないかという点は前向きなところで、そういう人たちが是非活躍できる、そういう報酬にしてあげるといいなというふうに個人的に思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。続いてお願いできますか。

(委員) すいません、結果としてはやはり据置きで、皆さんと同じような意見なんですけども、ちょっと考え方がおかしいかもわかりませんが、松阪市の場合、去年の7月に選挙が行われています。そのときの報酬で皆さん立候補されたんだったら、別に上げる必要もないじゃないかなという気がいたしますし、先程、他の委員さんのお話で松阪市の場合、女性議員の率がすごく高くなってきているというふうに報告を受けたんですけども、同じページをみると、松阪市もその前の平成29年の選挙の時は17.9%です。それで、表を見せていただきますと、皆さん高いところは選挙が最近のところなんです。だから、もうすごい勢いで女性の活躍が広がってきているので、もうあまり心配しなくても、だんだん広がってきているんじゃないかなという気が、私女性としてはそのように思います。

(会長) ありがとうございます。では、委員の皆様と私も同意見ですので、2番、議員の報酬額につきましても、本年度に関しては据置き妥当という結論で答申をまとめていきたいと思っております。

県内各市、類似団体との比較で見たときには、議員の報酬額につきましても相対的に見るとそれほど高くはない状況にあります。また、議員のなり手不足というような状況などもある中で、多様な人材が活躍できる議会のあり方をどう考えるか、そういうことを踏まえながら、さらに今後も、行政三役とは別に、議員の報酬額についても引き続き検討していく必要がある、こういうことは答申にも記載をしておきたいと思っております。ただ、本年度につきましては、行政三役のところでもいただいた判断と同様に、引き下げる要因はないものの、ただし、他方で引き上げる要素も現状においては見出しがたい、こうした理由によって、本年度は据置きが妥当、というような形で答申をまとめていきたいと思っております。

では、続いて3番になります。今度は、期末手当の支給額について、御意見いただけてまいりたいと思っております。期末手当の支給額については、市長、副市長、教育長の行政三役につきましては、人事院勧告ですと、一般職を参考に従来考えてまいりました。他方で、議員につきましては、指定職の期末手当の支給率を参考にしながら、当審議会においても御議論いただけてきたというふうに思います。そこで、これも一緒ではなくて、また市長等行政三役の期末手当支給率についてどのようにお考えになるか、また、議員の期末手当支給率についてどのようにお考えになるか、上げとするか引下げとするか、または据置きとするか、それぞれ御意見をいただきたいと思います。もしできましたら、引上

げ・引下げとする場合には、その率につきましても、お考えを聞かせていただけますと幸いです。

(委員) この三役の皆さんの期末手当についてですが、期末手当というのは評価の一つになると思うんですね。本当にこのコロナの中で、しっかりと仕事をしてもらっているように思いますので、はっきり言って、今年度は私としては据置きでいいんじゃないかと思っております。議員さんについても現在は据置きでいいと思っています。

(会長) ありがとうございます。では、続いてお願いいたします。

(委員) 意見の前に事務局さんに質問ですけど、据え置いた場合、令和4年度の支給月数は4.5のままということになるんですね。据置きの場合。

(事務局：中西) はい。

(委員) ありがとうございます。では、その辺も踏まえまして、私はですね、賞与の支給率につきましては、一昨年、人勸、要するに職員の支給率が0.05月引き上げたのに対して、特別職は0.1月、要するに倍引き上げられております。また昨年ですけども、職員0.05月の引下げに対して据え置いております。今年につきましては、既に職員さんのほう、言わば人勸ですけども、0.15月引き下げられております。その辺を考慮して、結論としては、市長等については、人勸に沿って0.15月の引下げ、それから、議員さんについては、人勸の指定職に合わせて0.1月引下げということで、ちなみに今私が申し上げたことを実施されたとしても、市長等は、職員の4.3月に対して4.35月あるわけですね。議員さんの場合は、人勸の指定職が3.25月ですけども、松阪市の議員さんは3.30月あるということになりますので、それでよろしいんじゃないかなと思います。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。では続いてお願いいたします。

(委員) 私も、別に今わざわざ下げる必要はないのかなと。上げることよりも別にないということの中で、市長及び三役及び議員についても、現状維持ということでもいいのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 非常に難しいなというのが印象で、というのは、やはり0.15という数字が大きいですね。0.15なので、職員から見たときの見た目がちょっと差があるなという、だから据置きにしたらという感覚を持っています。ただ、特にこの2年間、先程委員さんが触れていただいたこの2年間というのは、恐らく先程来、本筋ではないものの、99万3000円という給料に対しての補填と言ったらあれなんですけど、そのような位置付けも気持ちの中ではあったりして、昨年から年収で順位はひっくり返っていないと思うんですけど、補填のような位置付けをしてきたというのがこの一時金の対応のかなというふうに思っています。ですので、感覚としては、県内他市と比べて少しでも改善したいというところになりました。

ただし、今回においては、据え置くと、職員との差が大きいのかなという感覚を生じました。私が正直、市長さんの給料を上げたいのは、それに引っ張られて、議員さん、それに市の職員が上がっていく、トリクルダウンと言ったら言い過ぎなんですけど、そういう感覚を持ちつつ、市長のことだけを考えている感じじゃないイメージで発言しているケースが多いので、それで言うと、職員がこういう現状の中、据え置くというのはちょっと難しいなというのが正直な感想ですので、非常に悩ましいですが、引下げかなというふうに思い、可能ならば、マイナス0.1、0.05という数字というのもあり

得るかもしれない。ですが、そうすると数字の根拠が難しくなってくるので、マイナス 0.15 月、人事院勧告どおりかなと、そんな感覚です。それと、議員さんは同様の考え方で、指定職に基づき引下げというところだと思っています。

(会長) ありがとうございます。次年度、令和 4 年度果たされるだろう職責からすると、据置きを考えたいところでありますけれども、据置きとした場合には一般職職員さんとの差が大きくなり過ぎるということで、人勧に即して引下げが妥当だという御意見だと承りました。ありがとうございます。では、続いてお願いいたします。

(委員) 最初、私も改定なしというふうな印象を持っていたんですけども、数字的なお話が出ると説得されてしまう部分があるんですけども、ただその前に、他市と比べて給与水準が低いという前提があるので、ここで改定なしでお願いできればなど。一般職員の支給率との差というものは大きいものではあると思うんですけども、ここで市長さんの率を改定してしまうと、また他市との差というものがつくのかなというところがすごく悩ましいんですけど、できましたら改定なしで、という選択をいたします。議員さんについても、同様です。

(会長) ありがとうございます。据置きが妥当ではないかという御意見をいただきました。では続いて、お願いいたします。

(委員) 前々回のときに、年収でもみていったほうが良いというような議論になって、去年はコロナ禍で初めて審議会をやったときに、私は、特に期末手当は引き下げたほうが良いというふうに申し上げた記憶がありました。年収ベースでというところで挙げた理由というのが、経済情勢等に臨機応変に対応できるというところも要素としてはあったかと思えます。

そういう意味で、民間の人事院勧告でマイナス 0.15、指定職はマイナス 0.1 ということで出ているということは、民間の給与もすごく下がっているということでございますので、そこはやはり、年収ベースでみて相対的に低いというのは十分認識しているんですけど、できるだけ職責に応じた、見合ったというところはありつつも、やはり、そういう臨機応変に対応できるところでみていくというところでは、こういうコロナ禍という非常に特別な状況の中で、行政職員も含めて対応に尽力いただいているところは十分理解しているんですけど、そこはやはり、市長等については人事院勧告どおりマイナス 0.15、議員さんのほうはマイナス 0.1 というところで今回はしてはどうかなというのが意見でございます。

上げられる環境になったときに、少し近づけるような上げ方を例えば検討するとか、そういうところでみていくのがいいのかなというふうに、こういうコロナ禍という、通常の経済サイクルの不況ではなく、特別な事象が起こって落ち込んでいるという中で非常に難しいところだと思いますけど、個人的には人事院勧告どおりの引下げで、議員さんについても指定職同様の引下げ幅でできればという考えでございます。

(会長) ありがとうございます。では、続いてお願いいたします。

(委員) 人事院の勧告は、世の中の情勢を考えての勧告だと思いますので、市長等も議員さんも、人事院の勧告どおりされたらいいかなと思います。

(会長) ありがとうございます。

それでは、私自身の考えといたしましては、おっしゃっていただいたように、やはり一般職職員の方については 2 年連続で期末勤勉手当が引き下げられてきているという状況は、やはりしっかりと踏

まえなければならないところかなというふうを考えております。ですので、今年度につきましては、行政三役、そして議員ともに人事院勧告に即して、期末手当の支給率については、引下げが妥当ではないかというふうな考えを持っております。

今回の審議会では、今、委員の皆様のお意見を伺ってまいりましたが、据置きが適切ではないかというお考えと、それから引下げが妥当ではないかというお考えがかなり拮抗するような形でいただきました。ですので、この審議の状況につきましてはやはり答申に正確に記載していただくのが良いかなというふうに思います。多数決で決めるものでは決してありませんが、委員の皆様からいただきました意見からいたしますと、今年度はなかなか難しい状況の中での判断ではありますが、引下げが妥当というのがこの審議会としての結論にはなるのかなというふうを考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、当審議会がこれまでどのようにこの期末手当の支給率について考えてきたかということについては、まず記載していただくとよいかというふうに思います。市長等、それから議員さんの報酬の額、給料の額を合わせた、年収ベースで考えるということですね、また、この期末手当につきましては、給料とは性格の違うもので、その都度その都度の経済状況ですとか、負っている職責、そうしたものに鑑みながら、引下げ・引上げについて検討する、これが従来からの当審議会の期末手当についての検討の仕方だったと思いますので、まずそのことについては記載していただくと良いかなというふうに思います。

その中で、やはりこう、年収ベースで見たときにも、市長等と議員さんの得られている年収については、やや低い水準にあるというような問題意識については、委員の皆様で共有していただいているところかなというふうに思います。そうした中で、令和4年度、負われるであろう職責の大きさからみても、据置きが妥当ではないかという御意見も多数いただきました。

ただ他方で、据置きとした場合には一般職職員の方との差が大き過ぎることになることですか、また、現在のこのコロナという厳しい状況の中では、今年度については、人事院勧告に即した引下げが妥当ではないかという御意見がより多くを占めたということで、当審議会の結論といたしましては、引下げが妥当、という形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。期末手当の支給率改定の適用年月日についても、委員の皆様を確認していただきました。

(事務局：小山) 適用年月日についても確認をいただいておりますが、ただ、今回引下げというふうな方向ですので、もう適用できるのが令和4年度分からという形になろうかと思います。

(会長) では、令和4年4月1日以降、適用ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、答申の方向性につきましては、一通り、委員の皆様から御意見をいただき、見えてきたところかなと存じます。

全体を通しまして、委員の皆様から御意見・御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次回が第3回ということで、2月7日月曜日の午後2時からの日程をいただいております。この回につきましては、答申案の御審議をいただくということになりますが、かなり時間的に2月7日までがタイトなスケジュールになりますので、もしかすると、従来だと答申案の形がかなりかっちり固まったものを、皆様に御覧いただいて御審議いただいておりますが、今回に関しては、ひょっとすると論点を整理したようなものの形になるかもしれないんですが、その点につきまして御了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。では、事務局の皆様には鋭意、答申案の作文を進めていただきたいと思います。次回もしかして間に合わなかった場合には、今お話ししたよう



な形で御審議いただくということも、あわせて御了承いただければと存じます。よろしく願いいたします。

では、本日の議事全て終わりましたので、事務局に進行をお返しいたします。

(事務局：中西) 会長から大変ありがたいお言葉をいただきまして、本当に期間が短いので、どのようにまとめるか、今日から早速させていただきたいと思います。会長からお話もありました第3回は、2月7日月曜日、午後2時から、この場所で同じく開催をさせていただきたいと思いますので、委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは本日は、これにて審議会を終了させていただきます。どうもお疲れさまでございました。